

令和2年第9回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年9月25日（金） 午前8時45分 開会

場 所 市役所 新館 315会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	篠原 玲子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	三上 俊昭	次長	沢田 美亮
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 ますみ
教育総務課長	中西 美智代	教育施設課長	西堀 泰司
生涯学習課長	小杉 一子	教育研究所長	國領 順子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	学校教育課副主幹	中山 温子
学校教育課校務支援係長	横川 豊彦	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上20名

開会

教育長

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、令和2年第9回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

最初に会議録の承認についてですが、委員の皆さまには第7回臨時会と第8回定例会の議事録を、あらかじめ事務局から配付し、確認していただいていると思います。会議録の内容に御意見等はございませんでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

教育長

それでは、議事録について、ただいま御承認いただきましたので、「第7回臨時会」の議事録については「青地委員」と「篠原委員」に、「第8回定例会」の議事録は「沖田委員」と「篠原委員」に、後ほど署名をお願いいたします。

なお、今回の第9回定例会の会議録署名委員は、「綾委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第に従いまして「1報告」から始めます。はじめに、私から教育長報告をします。

今年度に入り、毎回新型コロナウイルス感染症対策について、報告をさせていただいておりましたが、今回はその話は少し控えさせていただき、実は、9月15日に本市の特別支援

教育推進協議会の会長をお願いしています、びわこ学院大学の小西教授から来年度の特別支援教育に係る就学指導結果についての答申をいただきましたので、本市の特別支援教育についてお話しさせていただきます。

特別支援教育については、御存じのようにインクルーシブ教育ということが強く打ち出され、特性を持った子どもたちの多くが地域の学校で学ぶようになっております。

その数は、今年度、小学校で70教室358人、在籍率にいたしまして5.5%、中学校で28教室124人、在籍率は4.0%となっています。

10年前は、小学校で42教室160人、在籍率は2.2%、中学校では20教室50人、在籍率は1.4%でしたので、小学校では教室数で1.7倍、人数で2.2倍、在籍率で2.5倍となっています。中学校は教室数で1.4倍、人数で2.5倍、在籍率で2.9倍と大変多くなっている状況です。

この他にも通常学級で学んでいる児童生徒でも個別の指導計画を作成しているのが昨年で小学生が825人、中学生が233人ということで、通常学級でも一定の特性を持った児童生徒が12%程度在籍しているという状況が伺えます。

本市では、このように特別支援教育の就学指導をかなり丁寧に行う中で、特別支援教室の増設等については県に強く要望をしており、かなりの部分を認めてもらっていると思っています。これは、この協議会を中心に取り組んでいます就学指導の丁寧さが信頼度の高さに繋がっており、県にもそれが伝わっているのだらうと思っていますところ。

このような子どもたちに学びの支援で特別支援教育支援員を配置をして対応しておりますが、大きな課題となっていますのは、この特別支援教育をコーディネートできる教員、あるいは担任を任せられる教員の育成です。

特別支援教育については、専門的な知識が大変重要になってきます。そのノウハウを身につけるには、ある一定の経験年数が必要となります。しかしながら、対象児童生徒の増加率に対して、教員の育成が追いついていないのが現状と分析しています。

また、中学校の自閉情緒学級などでは教科担任が授業を行う必要があり、交流学級という形がとれない場合は、授業のやりくりが大変になるという現実があります。

さらに、通級指導教室も小学校で6教室、中学校では2教室設置しております。10年前では小学校だけに4教室という状況でしたので、教室数では2倍に増加しており、こちらについても同様のことがいえます。

いずれにしても、丁寧にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところではございますが、数値としても課題が見受けられることは御理解いただけると思いましたので、少し触れさせていただきました。

さて、9月市議会では私にも一般質問がありましたが、戸島議員から教職員不足に対し、県教育委員会にはどのように働きかけているのかとの質問をいただいておりますが、資料の10ページに掲載しておりますが、教員不足については大変課題だと認識しております。人事主事訪問など機会あるごとに申してきましたが、昨年度からは県の政策提案の中で「教職員人事について」と項目を掲げて、臨時講師が増えている現状と課題、正規教職員を増やす必要性について、県教育長に直接、説明を行い、強く要望している旨答弁しております。

廣田議員からはコロナ対策と少人数学級について質問をいただきました。コロナ禍での学校の対応を説明するとともに、少人数学級については子どもたちにとってよりよい学習環境と考えていることから、今後も実現に向け要望を重ねたいと答えております。

教育長

山本議員からは、多くの体験の機会が奪われている児童生徒に与える影響についての質問をいただきました。

このことについてはそれぞれの行事が持つ目的や意義を捉えなおし、形を変えて取り組むよう勧めており、この逆境を学びの機会とプラスに捉えて、たくましく成長してくれることを期待していると答弁をさせていただきました。

議会には一定、御理解いただいたと思っておりますが、今後も丁寧に対応していきたいと思っております。

最後に、国では菅政権が誕生し、縦割りの解消であったり、デジタル庁の設置などが打ち出され注目されておりますが、少子化対策の一環として取り組まれる不妊治療費の取組が出ています。これは医療保険に組み入れるとか治療費の助成であったりといった取組であり、これらは、大変、大切な施策と思っております、大いに期待しているところですが、同時に学校教育の中でも、女性の体の仕組みとして35歳を超えると通常、妊娠がしにくくなるといった事実や流産のリスクが高まることについても、体としての現実を教えるべきではないのかと考えております。ただ、デリケートな部分もありますので慎重に考えたいと思っております。そのような知識をベースに持つておくということ、中学生の段階で将来の人生設計をする時に考えることは難しいことだとは思いますが、そもそも体の仕組みはそのようなものであることをベースの知識として持つておくことは大事かと思っておりますので、中学校で助産師や保健師を招いての生理的な講座をする場合もありますので、その機会にはそのようなことにも触れていくことが大事であると感じたところです。以上、私からの報告とさせていただきます。

教育部長

改めまして、おはようございます。私からは、まず9月議会での一般質問のうち、部長答弁の部分について御報告いたします。質問は大きく2点、GIGAスクール構想とコロナ関連の質問が中心となりました。詳細については、お手元の答弁書のとおりですが、まず、GIGAスクールについては、3名の議員から、タブレットの導入予定や今後の運用方法、教員のICT研修などの質問がありました。タブレットの納品と校内LANの高速化の工事につきましては、年度内に工事及び納品を終え、新年度から運用する予定とお答えしております。教員の研修についても順次行っておりますが、今後も計画的に実施していくと答えております。

また、タブレットの家庭への貸出しと通信費の負担についての質問では、長期休校等でオンライン授業を実施する場合は貸し出すことも考えております。通信費については、家庭での負担を原則とし、要保護、準要保護世帯については、オンライン授業を行った場合に限り、通信費の一部を市から助成するとお答えしております。

次に、コロナの関連では、スクールサポートスタッフの配置についての質問があり、現在、5名のスタッフを新規採用したほか、学校によっては、短時間勤務の特別支援教育支援員や労務員の勤務時間を延長し、全ての学校の要望どおりに配置していると答えております。

また、コロナ禍において、給食用食器を更新する必要があるのかとの質問に対し、今回更新する食器は耐用年数も経過しており、破損等の危険性や衛生上の観点から更新するものであり、感染症対策の予算については補正予算で確保しているため、予算不足は生じていないことから計画通り更新させていただくものとお答えしております。

教育委員会からは、今議会に令和元年度決算のほか、給食用食器とタブレットの財産取得、

教育部長

修学旅行取りやめと成人式の感染対策に係る経費の補正予算を上程していますが、9月16日に開催されました常任委員会において、詳細にわたり議員から質問がありました。採決については来週29日の議会閉会日に行われる予定です。以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆さん、おはようございます。こども未来部から報告をさせていただきます。

このひと月で国も総理大臣が交代するという大きな動きがありました、菅総理は安倍総理の政策を引き継ぐという形ですが、デジタル政策に力を入れたいという動きもあることから、こども未来部としてもポストコロナ時代はどんな生活様式になっているのか想像しながら、一早くICT化も含め、取組を進める必要があることを管理職会議の話題提起をしているところです。

さて、9月16日に蒲生幼稚園において園児が抗原検査で陽性の結果が出ました。このことから、児童の家族や園児25人と職員9人がPCR検査を受けました。幸い全ての方が陰性の結果でしたが、蒲生幼稚園では消毒作業や検査結果が出るまでの間、9月17日（木）から19日（土）までの3日間休園としました。市のホームページや保護者への通知で不当な差別やいじめなどが起こらないようにくれぐれもお願いしたところです。

前回、わかば幼稚園においてコロナの陽性が出ましたので、それを受けて「実際に感染者が出て分かったこと」と題して、園長・副園長会で感染者が出た時の保健所との協議内容や必要な準備物、また、保護者あての文章など詳細に説明をしていますので、蒲生幼稚園におきましても慌てることなく保護者対応や地域の方からの電話対応等もできたのではないかと考えています。

次に、9月議会での一般質問ですが、答弁資料32・33ページを御覧ください。

安田議員から本市の待機児童についての質問がありました。待機児童が解消されない原因やその対策についての御質問では、現在の待機児童数は69人おりますが、市内の施設の受け入れ可能人数であれば、全て入所可能なのですが、希望される園に偏りがあることや保育士不足、また、3歳未満児の入所希望が年々増加していることが待機児童が解消できない原因であるとお答えしています。

対策としては3歳未満児の小規模保育事業所の整備を推進するとともに、幼稚園における預かり保育の拡充をすることで待機児童の解消に努めていきたいとお答えをさせていただいております。

第4弾のコロナ対策補正予算では、幼児施設における感染対策として、公立認定こども園や民間幼稚園、保育園、小規模保育事業所に対し、感染対策用品の購入費として14,500千円を、また、さくらんぼ幼稚園の空調改修工事25,000千円を補正予算として計上しております。こども未来部からは以上です。

教育長

ありがとうございます。それぞれ報告がありました。御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(質問、意見なし)

綾教育長職務
代理者

後の議案にもありますG I G Aスクール構想における話で、部長報告の中で、低所得者への通信支援についてお話をされましたが、ルーターの配付については問題ありませんが、ルーター以前に通信環境がないところに議員も説明をされておられますが、市が通信業者と交渉をして安く借りるとか、もちろん、大規模な学校休業をした場合に限るでしょうけれど、手当など、検討していただきたいと思います。そうでないといくらルーターを貸し出しても家に環境が整っている家庭はルーターで十分なのでしょうが、無い御家庭は厳しいと思いますので、する、しないということより検討を引き続きお願いしたいのが1点、もう一つは子どもの分のタブレットについては公費で賄えると思っていますが、教員の分はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次長

1点目のプロバイダーの契約の際の交渉の件ですが、大きなところでいいますとNTTドコモとかソフトバンクとかG I G A関係の商品を出されているようです。

本市には東近江市ケーブルネットワークがありますので、実はそこを話しています。おそらく近々、G I G Aスクール関連のパッケージのようなものを発売していただけたらと思っていますが、ただ、ケーブルネットワークも民間会社ですので経営のこともありますし、あまり無理は言えないのですが、子どもたちに通信環境を整えるために協力をお願いしたいということで何度か依頼をし、私どもも協力をしていくということで話をさせていただいています。

2点目の教師分のタブレットについては今のところ計画はございません。現在、Windowsの入っているパソコンがありますので、それを当面は活用することで、いずれはタブレットが必要になってこようかと思いますが、OSなどの他にも課題がありますので検討していきたいと思います。

綾教育長職務
代理者

タブレットはもちろん壊れたりしますし、学校だけで使用する形においても、例えば、使用している子どもが落としたり、誤操作も含めて壊れた時に使用するために予備とかの考えは今のところは考えていないということですね。

次長

今、購入している数は令和2年5月1日現在の学校基本調査の児童生徒数9,593台を購入しています。来年4月になりますと、残念ながら児童生徒は減ると思いますので、そこで残が出るかと思っています。一時的に貸与ができるような環境が作れると想定しています。

青地委員

今のところお願いも含めてですが、教職員用のタブレットは今も考えていないとのことですが、教える立場としては子どもたちと同じような環境に身を置いて、やってみることで始めてこういうことがやりにくいなどが教師も見えてきますので、できましたら教師用のタブレットを先に与えていただけたらありがたいと考えます。教師同士もタブレットでやってみることによってお互いの研修にもなりますので是非、早めをお願いしたいです。

管理監（学校
教育担当）

今現在、それぞれの各教室にタブレットではなく、デスクトップのパソコンを1台ずつ、まずは常設をしてそれでやりとりをするように今年度、配備をします。タブレットではありませんが教室では使用できます。来年度からはデスクトップとタブレットが授業で使用できることとなります。

青地委員	<p>そのような状況であることは承知いたしますが、ただ、子どもの立場でどう扱うかとかどう見るかなどを共感できるようにしていただけるとありがたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。他ございませんでしょうか。</p> <p>私から一つ、園長会で連絡をしたコロナ対応の情報を教育委員会にもいただきたいと思えます。</p> <p>また、コロナ感染者関連の発表は園名まで出たかと思うのですが、以前も園名は発表していましたか。</p>
こども未来部長	<p>市のホームページにて、園名まですぐに掲載したのですが、検査の人数とかが新聞に載ったことについては、どこから情報を仕入れたのかが不明です。園名は以前も掲載しております。</p>
教育長	<p>園名までは休園をすれば、掲載することとしているのでしょうか。</p>
こども未来部長	<p>はい。ホームページで掲載することとしています。</p>
綾教育長職務代理者	<p>P C R検査ではなく、抗体検査だったのですか。</p>
こども未来部長	<p>一番初めに陽性だったのは抗原検査でした。</p>
綾教育長職務代理者	<p>その後、P C R検査はしていないのですか。</p>
こども未来部長	<p>しておりません。もし、P C R検査で陰性であったとしても抗原検査の陽性が出ていれば、否定されないとのこと。個人的にはどちらかというとならばP C R検査の方が正確ではないかと思っております。抗原検査はどうかかなと思っております。といいますのも、わかば幼稚園でもその園児だけが陽性で、家族も周りの園児も全て陰性だったのです。どこからその子は感染したのかと不思議でした。蒲生幼稚園でも同じようなことでしたので、もしも、P C R検査だったら陰性であったのではなかったかと疑問は少し残っておりますが、抗原検査が陽性であればこれを重視するとのことでした。</p>
青地委員	<p>本日、新しくいただきました人権侵害のチラシの件ですが、前回もいただいたこのような啓発のチラシは非常に良いことだと思っております。例えば、今、お話しが出てたように実名が出た園や周りの地域の方も含めて、差別的なことなどの電話があったかどうかの情報について、こども未来部では把握されておられますでしょうか。</p>

こども未来部
長

園には、「何歳の児童なのか」とか「どこのクラスなのか」という問い合わせの電話はあったようです。といいますのも自分の子に、より近い子がかかっていると心配だということで、問合せがありました。基本、電話対応するのは園長か副園長と決めておりますので、「申し上げられません」とお伝えし、「知っているのでしょうか」と言われても「それは申し上げられません」ときっぱりとお断りをしているとともに、今は、誰が感染してもおかしくない状況ですので、それを詮索するのではなしに正確な情報に基づいてお話してもらいたいけれども、噂が独り歩きをして背びれ尾びれがついて、差別的な事象になったり、人権侵害に繋がることにもなりかねないので、その当たりくれぐれも注意する等、電話での対応、保護者へのメールや緊急通知などを行いました。そうしますとみなさん考えておられるのかもしれませんが、「なくなってきた」と園長から聞いております。

管理監（幼児
教育担当）

特定をしたがる傾向がございますので、園の中で誰が濃厚接触者とするかとなりますと限定されてしまいますので、保健所の方と相談して、広く、多くの方に念のためということでPCR検査を受けてもらいました。

教育長

他ございませんでしょうか。

なければ「2議案」に移ります。「議案第26号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の制定について」担当課から説明をお願いします。

学校教育課校
務支援係長

（学校教育課から説明）

「議案第26号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱について」説明をします。

今年度、GIGAスクール構想事業で市立小中学校の全児童及び生徒数分の学習者用タブレット端末であるiPadを導入するにあたり、その取扱いに関して必要な事項を定める要綱を策定したく、提案するものです。

まず、管理について教育委員会を管理者とし、各学校長を管理保管者、また、学校長が指定する職員を取扱主任者としています。

学習者用タブレット端末は、基本的に学校で保管し、学校で使用するものとしています。貸与については、感染症や災害等で学校が休校になり、オンライン授業を行うとした場合に、家庭で児童生徒用端末が準備できない場合に貸与できるものとしています。その他、教育長が必要と認めたときにも貸与できるものとしています。

貸与は児童生徒の保護者からの申請を受け、学校長を経由して教育委員会に提出するものとし、教育委員会は貸与の可否を決定し、学校長を経由して決定を通知することとしています。

貸与期間については、感染症や災害等による休校の場合、貸与決定から休校期間の最終日までとし、その他の理由については、貸与決定日からその学期末までとしています。

貸与した学習者用タブレット端末の使用については、教育の目的のみに使用することとし、アプリ等のインストール、アンインストールや個人情報等のタブレット内への保存の禁止、端末の譲渡、転貸、営利目的での使用を禁止しています。また、充電に係る電気料金、インターネット回線使用料は被貸与者負担としています。

貸与期間中、万が一、紛失や破損した場合は、学校長を経由して教育委員会に届出をしていただきます。修理等は基本は公費でと考えておりますが、状況に応じて保護者負担を求め

<p>学校教育課校務支援係長</p>	<p>る場合があります。</p> <p>貸与していた端末の返却は学校へしていただき、動作確認をするように定めています。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は終わりました。ただいまの説明について御意見、御質問等ございませんか。</p>
<p>綾教育長職務代理者</p>	<p>1点だけ確認させてください。様式第2号(第4条関係)学習者用タブレット端末等貸与決定通知書で、貸与期間に日付が記入されていますが、休校が延期した場合にここに日付を入れておいてよいものかどうかを確認したいのですが。</p>
<p>学校教育課校務支援係長</p>	<p>取扱いの細かい内容については協議中ではありますが、学期の末までとかもう少し具体的に日付を入れるというよりも長い期間の日付を記入するようにと考えています。</p>
<p>綾教育長職務代理者</p>	<p>ありがとうございます。わかりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>他、御質問等ございませんか。ないようでしたら、「議案第26号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、「議案第26号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の制定について」は原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、「議案第27号東近江市無線LANルーター貸与事業実施要綱の制定について」説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課校務支援係長</p>	<p>(学校教育課から説明)</p> <p>「議案第27号東近江市無線LANルーター貸与事業実施要綱について」説明をします。この事業は学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等にインターネットを利用する場合に、インターネット環境を整えられない家庭においても家庭学習が可能となるよう無線LANルーターを貸与する事業を実施するに当たり、必要な事項を定める要綱を策定したく提案するものです。</p> <p>無線LANルーターの貸与の対象となるのは、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費の給付を受けている方を対象としています。</p> <p>貸与申請は、児童生徒の保護者から教育委員会に申請書を提出するものとし、教育委員会は貸与の可否を決定し、通知することとしています。</p> <p>また、無線LANルーターを受領したときは受領書を提出していただくこととしています。貸与期間については、年度末を期限としていますが、貸与終了1箇月前までに何らかの意思表示がない場合は1年間の自動更新としています。</p> <p>無線LANルーターの使用に当たって、設定等は被貸与者にてお願いしています。</p> <p>また、教育の目的のみに使用することとし、無線LANルーターの譲渡、転貸、営利目的</p>

<p>学校教育課校務支援係長</p>	<p>での使用を禁止しています。使用に当たっての電気料金は被貸与者負担としています。</p> <p>貸与期間中、万が一、紛失や破損した場合は、教育委員会に届出をしていただきます。今年度中であれば修理等は公費でと考えておりますが、状況に応じて保護者負担を求める場合があります。令和3年4月以降の修理については被貸与者にて対応いただくことを想定しています。貸与期間終了したときは教育委員会に返却していただくこととしています。</p> <p>以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、説明は終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。</p>
<p>綾教育長職務代理者</p>	<p>第5条の貸与期間で、年度の最終日までとする。「ただし、」とただし書きがありますが、例えば、小学6年生なら中学校へいく、中学3年生ならそのあとという教育期間の終了という文言をひとつ入れておいた方が良いと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>学校教育課校務支援係長</p>	<p>ありがとうございます。教育委員会の中でもその話が出ておまして、中学3年生の場合は返却していただく必要があるのではないかとということ、小学6年生は中学校でそのまま使用していただけたと考えています。</p>
<p>青地委員</p>	<p>本市への転出入の児童生徒に対しての扱いについて気を付けていただけるとありがたいと思います。全国的にみてもこのようなシステムが整っていない市町があると思われまので、先ほどの学習者用タブレット端末等も含めてですが、転出入の児童生徒に対してその都度注意していただきたいです。</p>
<p>教育長</p>	<p>気をつけていきたいと思います。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>第3条(1)に就学援助費又は特別支援教育就学奨励費の給付を受けている者とありますがこれらの世帯の割合、何世帯とか大体どれくらいかわかりますでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>全体の1割くらいです。</p>
<p>教育長</p>	<p>では、「議案第27号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、「議案第27号東近江市無線LANルーター貸与事業実施要綱の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第28号東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」学校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課副主幹</p>	<p>(学校教育課から説明)</p> <p>「東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」本議案を提出するものです。</p>

<p>学校教育課副 主幹</p>	<p>その理由として、令和元年12月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部改正に伴い、文部科学大臣が公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）を告示しました。これは、以前はガイドラインだったものが指針になったものです。県においても同指針の趣旨を踏まえて滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部が改正されております。</p> <p>指針には教育委員会が講ずべき措置として、指針を参考にしながらその所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という）を教育委員会規則等において定めることとあることから、東近江市においても市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置等を行うことを明確にするため、「東近江市立小中学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則」が必要だからです。</p> <p>規則の内容としましては、主に次の3点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時間外勤務時間について1月45時間以内、1年360時間以内にする。 ② 上限は45時間としているが、生徒指導等一時的又は突発的な超過勤務については1月100時間未満、年720時間以内まで可能とすること。 ③ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外勤務時間は80時間以内かつ時間外勤務時間45時間超えの月は年間6か月とすることです。以上です。なお、管理のために必要な事項を定めた方針を資料として付けております。
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。説明は終わりました。御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>綾教育長職務 代理者</p>	<p>このような規則ができることは非常に良いことです。資料の一番最後の（3）持ち帰り業務についてですが、管理職がこのような規則ができたからといって仕事の途中でも早く帰るよう強要したり、そのため仕事の持ち帰りがないように普段の業務のシステム化とか方法など徹底していただけるようお願いするものです。</p>
<p>学校教育課副 主幹</p>	<p>罰則規定もなく目標にはなりますが、それに向かって教職員がいきいきと働ける環境づくりに取り組んでいくことを確実にしていきたいと思っております。また、報告の中には持ち帰り時間についても報告の時間の中にあげて、計上することにしております。</p>
<p>綾教育長職務 代理者</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>他、ございませんでしょうか。去年の実態でこれを超える教職員がどれくらいあるのか把握していますか。</p>
<p>学校教育課副 主幹</p>	<p>昨年度分の資料は今、持ちあわせておりませんが、今年の4・5月は休校でしたので比較的守れておりました。6月、月45時間越えの教職員は、小中学校合わせて人数の75%が</p>

<p>学校教育課副 主幹</p>	<p>超えています。</p>
<p>青地委員</p>	<p>教職員はタイムカード制ではございませんので、どうしても意識の中でその辺の時間を自分の中で区切っていくことが正直、苦手な部分があります。</p> <p>また、もう一つは仕事柄、意欲が出ますので、これもあれもやっておこうという気持ちの中でそうなるのは想像できますが、このように意識をして取り組むこと、これだけでもだいぶ変わってくると思います。</p>
<p>学校教育課副 主幹</p>	<p>意識の向上については、今年度の働き改方革の方針重点の中でも勤務時間の意識の向上はあげられているところです。現在はまだ、自分の出勤退勤の時間については、自己申告制なのですが、10月から新たにパソコンにより出勤退勤を入力するシステムを導入することになっています。</p>
<p>教育長</p>	<p>では、「議案第28号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、「議案第28号東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「3報告事項」に移ります。9月16日に行われました「福祉教育こども常任委員会報告について」各担当課から報告をお願いします。まずは、教育部(学校教育課)からお願いします。</p>
<p>管理監(学校 教育担当)</p>	<p>(学校教育課から説明)</p> <p>御手元の資料1ページを御覧ください。GIGAスクール構想関連事業についてまとめているものです。</p> <p>まず、通信ネットワーク工事については、市内31校を5～7つの工区に分け、実施設計の終了した工区から順次入札を予定しております。令和3年3月末に全ての工事を完了する予定です。</p> <p>先ほどから話が出ております児童生徒用タブレット端末の購入については、令和2年7月31日滋賀県共同調達協議会から落札者決定通知を受けて、タブレット端末については、9,593台分を金額にして431,589,070円、それとセキュアゲートウェイについては金額3,300千円で落札者は大塚商会滋賀営業所です。</p> <p>令和2年8月12日に仮契約をしまして、令和2年8月31日9月市議会定例会において財産取得についての議案を上程しました。タブレットにつきましては令和3年3月末までに納入予定です。</p> <p>学習用ソフトウェア等の購入についてですが、学習用ソフトウェアは令和2年9月入札予定であり、Microsoft365、1,000ライセンス、予算額は38,000千円、Xsync Classroom13校分、予算額は6,800千円となっています。納入は令和2年11月末予定です。</p>

管理監（学校教育担当）	<p>充電保管庫については、令和2年9月入札予定でして、小学校250台（予定）、予算額50,000千円です。納入は令和3年3月末までとなっています。</p> <p>ICTにかかる研修等計画については、ICT機器を活用した研修、情報活用能力の体系（文部科学省）に基づく指導計画の作成、ICT推進委員会による研修、教職員へのアンケート調査、児童生徒の通信環境に関する状況調査を予定しております。以上です。</p>
教育長	はい、ありがとうございます。一旦ここまでで御質問ございましたらお願いします。
綾教育長職務代理者	Xsync Classroomの13校分というのはどういう意味でしょうか。
学校教育課校務支援係長	<p>現在までにパソコン教室のデスクトップをタブレットに更新をしてきた関係でXsync Classroomが現在13校以外の学校につきましては購入ができています。学校ライセンスということになっておりまして、現在タブレットが入っていない学校13校につきまして今回追加で購入することになります。</p>
教育長	次に、議会議決の工事の進捗状況について、学校施設課から報告をお願いします。
教育施設課長	<p>（教育施設課から説明）</p> <p>それでは、お手元の資料、福祉教育こども常任委員会報告の2ページ議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年8月末現在）を御覧ください。</p> <p>市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う8月末の進捗率ですが、建築工事が36.00%、電気設備工事が38.53%、機械設備工事が36.95%です。</p> <p>8月におきましては、夏休み集中工事として改修しております普通教室2階3階が完了いたしました。また、職員室、保健室、理科室等の解体を行いました。</p> <p>今後の予定としましては、土曜日、日曜日を利用し、職員室、保健室、理科室、木金工室の改修を行います。また、今月末には普通教室棟の外部足場の解体を行います。</p> <p>続きまして、3ページを御覧ください。市立蒲生西小学校大規模改修工事に伴う8月末の進捗率は、建築工事が75.60%、電気設備工事が71.00%、機械設備工事が先月から100%となっています。</p> <p>8月におきましては、普通教室1階2階の床研磨塗装及び天井ボード張りを行い、電気設備工事は総合盤の更新を行いました。</p> <p>今後の予定としましては、外部足場解体、1階2階の特別教室の改修及びキュービクルの入替を行います。以上、報告とさせていただきます。</p>
教育長	ありがとうございます。御質問等ございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは続きまして、「4その他」に移ります。各課から報告をいただきます。まずは、教育研究所からお願いします。

各課報告

(各担当課から説明)
(教育研究所から説明)
(生涯学習課から説明)
(図書館から説明)
(教育総務課から連絡)

教育長

以上で、すべての案件が終了しました。全体を通して御意見、御質問はございませんか。

(意見、質問等なし)

教育長

次回の10回定例会は次第にありますように、令和2年10月27日(火)午後1時15分から市役所新館317会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

第11回定例会については、11月24日(火)いつものとおり午後1時15分から開催したいと思っておりますが、御都合悪い方いらっしゃいませんか。

各委員

(時間調整)

教育長

それでは、第11回定例会につきましては、11月24日(火)午後1時15分から、市役所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議終了

午前9時55分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
